公益財団法人瀬戸大橋記念公園管理協会定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、公益財団法人瀬戸大橋記念公園管理協会と称する。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を香川県坂出市に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、瀬戸大橋記念公園において、瀬戸大橋に関わる様々な情報の伝承、文化芸術の普及振興、本県の観光の振興、教育やスポーツの普及振興等に関する取組みを図り、もって活力ある地域の振興と本県の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)　瀬戸大橋の架橋の意義、技術や歴史を後世へ伝承するための事業

(2)　文化芸術の普及振興を目的とする事業

(3)　本県の観光の振興を目的とする事業

(4)　教育、スポーツの振興を目的とする事業

(5)　豊かな生涯スポーツ社会の構築を目的とする事業

(6)　その他この法人の目的を達成するために必要な事業

２　前項の事業は、香川県内において行うものとする。

第３章　資産及び会計

（基本財産等）

第５条　この法人の資産は、基本財産及び運用財産とする。

２　基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1)　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第44条に定める公益財団法人への移行時の財産目録において基本財産として記載された財産

(2)　基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3)　基本財産に繰り入れることについて、理事会の承認を受けた財産

３　運用財産は、基本財産以外の財産とする。

（基本財産の維持及び処分）

第６条　基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

２　基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の決議を得なければならない。

（事業年度）

第７条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第８条　この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第９条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1)　事業報告
(2)　事業報告の附属明細書
(3)　貸借対照表
(4)　正味財産増減計算書
(5)　貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
(6)　財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定例評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1)　監査報告
(2)　理事及び監事並びに評議員の名簿
(3)　理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
(4)　運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

４　法令の定めるところにより、定例評議員会の終了後遅滞なく、貸借対照表の内容である情報を、定例評議員会の終結の日後５年を経過する日までの間、継続して電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置くこととする。

（公益目的取得財産残額の算定）

第10条　理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章　評議員

（評議員の定数）

第11条　この法人に評議員5人以上11人以内を置く。

2　評議員のうち1人を評議員会会長とする。

（評議員の選任及び解任）

第12条　評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

2　評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1)　各評議員について、次のイからへまでのいずれかに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ　当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族

ロ　当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ　当該評議員の使用人

ニ　ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ　ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ　ロからニまでに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2)　他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニまでのいずれかに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ　理事

ロ　使用人

ハ　当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ　次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員並びに地方公務員法第3条に規定する特別職を除く。）である者

①　国の機関

②　地方公共団体

③　独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④　国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤　地方独立行政法人法第２条第１項に規定する地方独立行政法人
⑥　特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第４条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

３　この法人の評議員のうちには、理事のいずれか１人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

（評議員の任期）

第13条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定例評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

３　評議員は、第11条第１項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第14条　評議員に対して、１日当たり９，０００円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬の支給基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

２　評議員に対して、その職務を行うために要する費用を、弁償することができる。

第５章　評議員会

（構成）

第15条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

２　第11条第２項の評議員会会長は、評議員会において選定する。

（権限）

第16条　評議員会は、次の事項について決議する。

(1)　理事及び監事の選任又は解任
(2)　理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準
(3)　貸借対照表及び正味財産増減計算書並びに財産目録の承認
(4)　定款の変更
(5)　残余財産の処分
(6)　基本財産の処分又は除外の承認
(7)　その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第17条　評議員会は、定例評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第18条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3　理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面で、その通知を発しなければならない。ただし、評議員全員が同意する場合は、この限りでない。

（議長）

第19条　評議員会の議長は、評議員会会長がこれに当たる。ただし、評議員会会長に事故があるとき、又は評議員会会長が欠けたときは、出席した評議員の互選により、評議員会の議長を選出する。

（決議）

第20条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1)　監事の解任
(2)　評議員に対する報酬等の支給の基準
(3)　定款の変更
(4)　基本財産の処分又は除外の承認
(5)　その他法令で定められた事項

3　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（決議の省略）

第21条　理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）
第 22 条　理事が評議員会の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

（議事録）
第 23 条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2　前項の議事録には、議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 人並びに理事長が、記名押印する。

（評議員会運営規程）
第 24 条　評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規程によるものとする。

第 6 章　役員

（役員の設置）
第 25 条　この法人に、次の役員を置く。
(1)　理事　5 人以上 11 人以内
(2)　監事　1 人以上 2 人以内
2　理事のうち 1 人を理事長、1 人を副理事長、1 人を専務理事とする。
3　前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第 91 条第 1 項第 1 号の代表理事とし、専務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

（役員の選任）
第 26 条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
2　理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3　理事のうち、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 を超えて含まれてはならない。
4　監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

（理事の職務及び権限）
第 27 条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
3　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、理事長が欠けたとき、理事長個人と利益相反する行為となる事項又は双方代理となる事項があるときは、その職務を代行する。
4　専務理事は、理事長及び副理事長を補佐してこの法人の業務を執行し、理事長及び副理事長に事故があるとき、又は理事長及び副理事長が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。
5　理事長及び専務理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）
第28条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）
第29条　理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定例評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
2　監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定例評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
3　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4　理事又は監事は、第25条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）
第30条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
(1)　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
(2)　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）
第31条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。
2　理事及び監事に対して、その職務を行うために要する費用を、弁償することができる。

第7章　理事会

（構成）

第32条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第33条　理事会は、次の職務を行う。

(1)　この法人の業務執行の決定

(2)　理事の職務の執行の監督

(3)　理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

（種類及び開催）

第34条　理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

2　定例理事会は、毎事業年度終了後3箇月以内及び3月に開催することとする。

3　臨時理事会は、次の場合に開催する。

(1)　理事長が必要と認めたとき。

(2)　理事長以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。

(3)　前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4)　法人法第197条において準用する第101条第2項及び第3項により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集をしたとき。

（招集）

第35条　理事会は、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第4号後段により監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。

2　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

3　前条第3項第3号による場合は、その請求をした理事が、同項第4号後段による場合は、その請求をした監事が、理事会を招集する。

4　理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

5　理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び監事に対し通知しなければならない。

6　前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

（議長）

第 36 条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、副理事長がこれに当たる。

（決議）

第 37 条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）

第 38 条　理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはその限りでない。

（報告の省略）

第 39 条　理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2　前項の規定は、第 27 条第 5 項の規定による報告には適用しない。

（議事録）

第 40 条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2　出席した代表理事及び出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。

（理事会運営規程）

第 41 条　理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規程によるものとする。

第 8 章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 42 条　この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2　前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 12 条の評議員の選任及び解任の方法についても適用する。

（解散）

第 43 条　この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第 44 条　この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）に

は、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第45条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第9章　公告の方法

（公告の方法）

第46条　この法人の公告は、電子公告により行う。

2　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第10章　委員会

（委員会）

第47条　この法人は、第4条第1項各号に掲げる事業の実施のため、この法人に委員会を設置することができる。

2　委員会の委員は、理事長が選任する。

3　委員会の運営に関する必要な事項及び委員会の委員に対する報酬等の支給の基準は、理事会において別に定める。

第11章　事務局

（事務局）

第48条　この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2　事務局には、事務局長その他の職員を置き、理事長が任免する。

3　事務局の組織、運営等に関する必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第12章　雑則

（委任）

第49条　この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事長が定める。

附　則

1　この定款は、整備法第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。（平成25年4月1日登記済）

2　整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3　この法人の最初の理事長は松岡　勝哉とする。

4　この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
内田　裕幸、蓮井　進、村上　直実、明石　正子、西山　美樹、谷久　真哉、宮崎　武士、大野　喜美雄、阿野　要一

附　則

定款第14条第1項の変更については、評議員会の決議があった日（令和4年6月23日）から施行する。